

過誤申立兼受給者情報訂正依頼書（別紙）

事業者名

1 枚中 1 枚目

番号	被保険者番号	フリガナ 氏名	生年月日	依頼内容					
1	10010000000	サッポロ イチロウ 札幌 一郎	明治/大正/昭和 15年12月1日	過誤申立	事由（・台帳誤りによる取下 <u>・誤請求による取下</u> ・その他取下）				
	平成30年 6月 利用分	サービス種類	11、15	台帳修正	エラーコード（ ）				
	平成30年 7月 審査分	添付資料	なし	備考欄	身体介護で請求すべき内容を誤って生活援助で請求していたため				
	エラーコード	資格確認欄	認定申請日	認定決定日	ケアプラン（届出日）	減額減免（届出日）	区分変更申請	旧措置	施設入所
	区役所記載				有（ ） 無	有（ ） 無 申請中	無 申請中	該当 非該当	特・老・療・無
番号	被保険者番号	フリガナ 氏名	日	依頼内容					
					（取下）				
	年	サービス種類							
	年	添付資料							
	区役所記載	資格確認欄			無 申請中	無 申請中	無 申請中	該当 非該当	特・老・療・無
番号				依頼内容					
					事由（・台帳誤りによる取下 ・誤請求による取下 ・その他取下）				
					エラーコード（ ）				
					有（ ） 無 申請中	無 申請中	無 申請中	該当 非該当	特・老・療・無

○ 過誤処理では給付実績の一部のみを取り下げることにはできません。
 例1) 加算のみの誤りであっても給付実績全体の過誤調整となる。
 例2) 一つの事業所から、同月に訪問介護と通所介護を受けている利用者分の過誤調整の場合、その両方が過誤調整される。

○ 過誤処理を行ったことによる返還分は、過誤処理月に請求された介護給付費の支払額と相殺されます。
 例) 9月に過誤処理を実施 ⇒ 9月受付分の介護給付費と相殺され、相殺された残額が10月末に支払われる。

○ 再請求は過誤処理月の翌月以降となり、その支払は再請求月の翌月となります。
 例) 9月に過誤処理を実施 ⇒ 10月に再請求 ⇒ 11月末支払